

2018年7月5日

受益者の皆様へ

大和住銀投信投資顧問株式会社

## 「北米シェール関連株ファンド」 信託の終了（予定）のお知らせ

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。  
また、平素は格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、この度、弊社では、ご投資いただいております掲題のファンド（以下、「当ファンド」といいます。）につきまして、信託期間を繰り上げて償還とするための信託契約の解約（信託の終了）を提案致したく、投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投信法」といいます。）の定めに基づき、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）の手續きについてご通知申し上げます。

手續きの詳細につきましては、本書面のほか添付の「書面決議参考書類」においてもご案内申し上げます。

つきましては、お手数ですが本書面および「書面決議参考書類」をお読みいただき、本件信託の終了に関する決議の賛否および必要事項を、同封の「議決権行使書面」にご記入の上、弊社までお送りいただきますようお願い申し上げます。

敬具

記

### 1. 書面決議の手續きおよび日程

事項	日程
受益者および当該受益者の議決権数の確定	2018年7月5日
書面による議決権の行使期間	2018年7月5日～2018年8月10日
書面による決議の日（信託の終了可否決定日）	2018年8月13日
信託の終了予定日（繰上償還予定日）	2018年10月22日

- 書面による議決権の行使については、2018年7月5日現在の受益者の皆様が対象としております。
- 2018年7月5日現在の受益者の皆様は、上記の議決権の行使期間中に、委託会社である大和住銀投信投資顧問株式会社に対し、書面により、本件信託の終了に関し議決権の行使ができます。詳細は「3. 書面決議の方法」をご参照ください。

- 本決議は、当ファンドにおいて議決権を行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数の賛成をもって可決されます。この場合、予定通り 2018 年 10 月 22 日をもって信託を終了致します。
- 上記の議決権数の賛成を得られず本決議が否決された場合は、信託を終了致しません。この場合、本決議の日以降速やかに、その旨を受益者の皆様にお知らせ致します。

## 2. 信託の終了理由

ご投資いただいております当ファンドにおいては、2013 年 6 月 3 日の設定以来運用を行って参りましたが、信託約款第 36 条第 8 項に規定する信託財産の受益権口数 (30 億口) を下回っている状態が続いています (現在の信託財産の受益権口数は 10 億口を下回っております。)。今後、当ファンドの効率的な運用に支障が出ること等が懸念されることから、信託期間を繰り上げて償還することが受益者の皆様にとって最善であると判断し、信託の終了手続を行い、2018 年 10 月 22 日をもって信託を終了させていただくものです。

## 3. 書面決議の方法

2018 年 7 月 5 日現在の当ファンドの受益者の皆様は、同封の「議決権行使書面」に、本件信託の終了について賛成または反対される旨および必要事項 (①住所、②氏名 (ご記名をお願い致します。)、③電話番号 (日中連絡先)、④ファンド名 (「北米シェール関連株ファンド」とご記入ください。)、⑤取扱販売会社、取引店名、口座番号、2018 年 7 月 5 日現在の保有受益権口数) をご記入の上、2018 年 8 月 10 日必着で同封の返信用封筒等によるご郵送にて下記宛にご送付ください。2018 年 8 月 10 日弊社到着分までを有効とさせていただきます。

なお、投信法および信託約款の規定に基づき、受益者の方が議決権を行使されない場合 (議決権行使書面のご返送がない場合) は、本件信託の終了に賛成するものとさせていただきます。

### 【送付先】

〒100-0013

東京都千代田区霞が関三丁目 2 番 1 号

大和住銀投信投資顧問株式会社 商品業務部

「北米シェール関連株ファンド」 信託の終了に関する議決権行使書面受付窓口 宛

### 【議決権の取扱い】

同一の受益者の方が本件信託の終了につきまして、重複して議決権を行使された場合で、議決権の行使の内容が異なるときは、全ての議決権に関して無効とさせていただきます。

また、本件信託の終了についての賛否を記載する欄に記載がない議決権行使書面が提出された場合は、本件信託の終了に賛成するものとさせていただきます。

なお、投信法および信託約款の規定に基づき、受益者の方が議決権を行使されない場合 (議決権行使書面のご返送がない場合) は、本件信託の終了に賛成するものとさせていただきます。

### 【ご注意事項】

(注 1) 当ファンドを複数の販売会社の口座でお持ちの方、同一販売会社であっても複数の取引店の口座でお

持ちの方は、保有する全ての取扱販売会社、取引店名、口座番号、2018年7月5日現在の保有受益権口数をご記入ください。

(注2) 議決権行使書面の記入内容に不備等がある場合、議決権の行使ができなくなる場合があります。

(注3) 議決権を行使された受益者の方の議決権数(保有受益権口数)確認のため、取扱販売会社に対して口座等の確認を行う場合があります。従いまして、議決権を行使された受益者の方は、当該議決権行使の情報については弊社が取扱販売会社と共有することにつき同意されたものとします。

(注4) 必要がある場合は、ご本人様確認のための書類等をご提出いただくことがあります。

本件で取得した情報は、当ファンドの信託の終了に関する法令に基づく手続き(書面決議の手続き)のみに利用するものとし、当該目的以外には利用しません。

#### 4. 反対受益者の受益権買取請求の不適用について

改正後の投信法が2014年12月1日に施行されたことに伴い、当ファンドにおいては、本決議が可決され信託期間を繰り上げ信託を終了する場合においても、投信法に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用は受けないこととなりました。

従いまして、本件信託の終了に反対された受益者の方は、受託会社に対し、自己に帰属する当ファンドの受益権について、信託財産による買取を請求することはできませんが、本件信託の終了に反対されたか否かにかかわらず、取扱販売会社では、通常通り、ご換金のお申込みを受け付け致します。

本件に関するお問い合わせ先：

大和住銀投信投資顧問株式会社 受付窓口

電話番号：0120-286-104

(受付時間は午前9時から午後5時までです。ただし、土、日、祝日を除きます。)

以上